

人材開発支援助成金のご案内

■ 助成金の趣旨

中小企業事業主等が、建設労働者の技能の向上のため能力開発を行う場合の経費及び賃金の一部を助成する制度です。

(注) 受講料等は先にお支払いいただく必要がございます。助成金は講習終了後に申請書類を労働局等へ持参し、申請が受理された後、指定口座へ振込されます。

■ 助成金を受けるために必要な要件

- ① 資本金又は出資総額が3億円以下、又は常用労働者数300人以下の建設事業主。
- ② 雇用保険料率が ※ 1000分の16.5 の建設事業主。
※2026年3月までは1000分の17.5でした。
- ③ 労働保険料を過去2年を超えて滞納していないこと。
- ④ 過去3年間において、雇用保険三事業に係るいずれかの助成金について悪質な不正受給を行っていないこと。
- ⑤ 受講される方が雇用保険に加入していること。
※賃金助成の利用者は加入が必須。経費助成の利用者は雇用形態により未加入者の給付が認められる場合があるため、直接、労働局へお問い合わせください。
- ⑥ 受講される方が会社役員ではないこと。
- ⑦ 講習受講後2ヶ月以内に支給申請を行うこと。

上記①～⑦の要件を満たさない場合、助成金を受けられないことがございます。必ずご確認をお願いいたします。

※助成金の要件等に関するお問い合わせは、都道府県労働局へお願い致します。

■ 人材開発支援助成金の種類と支給額について

人材開発支援助成金（経費助成・賃金助成）

経費助成：受講料の一部又は全額（概ね45～75%）が助成されます。

賃金助成：受講期間中、建設労働者に通常賃金を支払った場合、賃金の一部として1日1人あたり7,600～8,550円が助成されます。

経費助成・賃金助成を一緒に申請し、合算した金額が助成されます。

※助成額は雇用保険被保険者数、生産性向上助成の有無等により変動します。

また、受講者の雇用形態により経費助成又は賃金助成のみとなる場合があります。

詳細は各都道府県の労働局にご確認ください。

佐倉クレーン学校の助成金対象科目

■助成金（経費助成・賃金助成）の対象科目とコース・受講日数及び講習料金

対象科目	コース	日数	受講料	テキスト代等
①クレーン運転実技教習	37 時間コース※1	5 日間	109,800 円	4,400 円
	9 時間コース	4 日間	95,000 円	—
②移動式クレーン運転実技教習	37 時間コース※1	5 日間	109,800 円	4,400 円
	9 時間コース	4 日間	95,000 円	—
③車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習	14 時間コース	2 日間	40,200 円	1,800 円
④車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習	9 時間コース	2 日間	47,000 円	3,000 円
	25 時間コース	4 日間	97,000 円	
⑤車両系建設機械（解体用）運転技能講習	5 時間コース	1 日間	23,000 円	2,000 円
⑥床上操作式クレーン運転実技教習	16 時間コース	3 日間	36,300 円	1,700 円
	20 時間コース		38,300 円	
⑦小型移動式クレーン運転実技教習	13 時間コース	3 日間	33,300 円	1,700 円
	16・17 時間コース		36,300 円	
	20 時間コース		38,300 円	
⑧玉掛け技能講習	15 時間コース	3 日間	23,500 円	1,500 円
	19 時間コース		25,500 円	
⑨高所作業車運転技能講習	12 時間コース	2 日間	38,100 円	1,900 円
	14 時間コース			
⑩ガス溶接技能講習	13 時間コース	2 日間	15,100 円	900 円
⑪クレーン運転の特別教育	13 時間コース	2 日間	16,300 円	1,700 円
⑫アーク溶接特別教育	21 時間コース	3 日間	18,800 円	1,200 円

※1：実技教習（95,000 円）に対する経費助成のみ適用されます。

学科教習に関する料金、学科試験料は経費助成の対象にはなりません。

また、1 日 3 時間以上の条件に適合しないため、賃金助成の対象にもなりません。

■ 助成金対象外の科目 （下記の科目は助成金をご利用できません）

- フォークリフト運転技能講習